

秦始皇帝と諸公子について

藤田勝久

はじめに

- 一 始皇帝の夫人と扶蘇
 - 二 胡亥と諸公子の出自について
 - 三 秦王室の婚姻と外交政策
- おわりに

はじめに

秦始皇帝の人物像には、わからない点が多い。その理由は、基本史料となる『史記』卷六秦始皇本紀と秦代列伝に矛盾する記述があり、しかも司馬遷の歴史観や後世の評価が加わっているためとおもわれる。これについて近年では、文献と考古資料・実地調査・伝承などの分析を通じて虚構と事実を説明しようとする研究があらわれている。⁽¹⁾ また私も別稿で、秦始皇本紀が統一と滅亡の原因を明らかにしようとする歴史観をもつことを考察したが、⁽²⁾ それでも不明な部分が残されている。

その一つに、始皇帝の夫人の問題がある。『史記』には、子楚を太子とした華陽太后や、かつて趙姫であった始皇

帝の母太后の卒年を記しているが、ふしぎなことに始皇帝の夫人については全く記載がない。ただし長子の扶蘇みそと、少子の胡亥こがいをはじめ諸公子については若干の記述がある。そこでこれら諸公子の動向を手がかりに、とくに始皇帝の死と二世皇帝即位の情勢を検討すると、始皇帝の婚姻関係が推測でき、それはまた秦と六国の外交関係を示唆するとおもわれる。

本稿では、始皇帝の夫人をめぐる諸公子の出自を探りながら、その背景にある秦王室と諸国との外交関係を考察してみよう。

一 始皇帝の夫人と扶蘇

始皇帝の第一夫人は不明であるが、少なくとも最初に生まれた長子は扶蘇である。『史記』秦始皇本紀には、三十五年（前二二二）条に扶蘇が始皇帝を諫めた記述がみえる。

始皇長子扶蘇諫曰。天下初定。遠方黔首未集。諸生皆誦法孔子。今上皆重法繩之。臣恐天下不安。唯上察之。始皇怒。使扶蘇北監蒙恬於上郡。

始皇帝が直道を通じたとき、遠方の民が服属していないのに、儒者の弾圧など法を厳しくする政策を長子の扶蘇が諫めたため、始皇帝は怒って、北方の上郡にいた蒙恬の監督に行かせたというものである。

その後の経過は、三十七年（前二一〇）条の第五回巡行のとき始皇帝が亡くなり、後継者をめぐる話(3)が有名である。

つまり始皇帝は、巡行途中の平原津で病がひどくなり、「咸陽に戻って葬儀を行え」という璽書を扶蘇に賜ったが、中車府令の趙高は使者にその璽書を与えなかった。そして同年七月、始皇帝が沙丘の平台で亡くなったとき、丞相の

李斯は旅先での死去が知られて、諸公子や天下が反乱することを恐れ、喪を發しなかつたという。反対に趙高は、公子胡亥・李斯とひそかに謀つて、胡亥を太子に立てる遺詔を作り、扶蘇と蒙恬には罪状を数えあげて死を賜うことにした。その結果、咸陽に帰つて即位したのが二世皇帝の胡亥であり、このとき二十一歳といふ⁽⁴⁾。これによれば、扶蘇は二十一歳以上の年齢で、少なくとも秦王政十八年より以前に生まれたことになる。

これが秦始皇本紀に伝える扶蘇の記事であるが、それではその母となる夫人は、どのような人物であろうか。これについては、秦王政が成人する前後の情勢が注目され、とくに嫪毐の乱をめぐる諸勢力のあり方が手がかりとなる。『史記』秦始皇本紀には、つぎのように記している。

九年。彗星見。或竟天。……四月。上宿雍。己酉。王冠帶劍。長信侯毐作亂而覺。矯王御璽及太后璽以發縣卒及衛卒・官騎・戎翟君公舍人。將欲攻斬年宮爲亂。王知之。令相國昌平君・昌文君發卒攻毐。戰咸陽。斬首數百。皆拜爵。及宦者皆在戰中。亦拜爵一級。毐等敗走。即令國中。有生得毐賜錢百萬。殺之五十萬。盡得毐等。衛尉竭・內史肆・佐弋竭・中大夫令齊等二十人皆梟首。車裂以徇。滅其宗。及其舍人輕者爲鬼薪。及奪爵遷蜀四千餘家。家房陵。

これによると秦王九年（前二三八）四月に、秦王政が雍城に行き、己酉の日に二十二歳で帶冠・帶劍の儀式を終えたあと、その直後に嫪毐の乱が起きている。この乱の歴史的意義は、少なくとも結果としてその背後にある呂不韋の勢力を排除し、秦王が親政を行うようになったことが指摘できよう。しかしここで問題とするのは、嫪毐と秦王それぞれの軍事基盤である。

嫪毐の側は、王の御璽と太后の璽を偽り、県卒と衛卒・官騎・戎翟の君公・舍人を發し、雍の斬年宮を攻撃しようとした。反乱鎮圧の後で、衛尉の竭と、内史の肆、佐弋の竭、中大夫令の齊らが処罰されているのは、衛尉に所屬の

衛卒、内史に所屬の唄卒のように、これらの軍事編成と対応するものであろう。これに対して秦王の側は、別の軍力で対抗するわけであるが、ここで主力となつたのは相國の昌平君と、昌文君が率いる卒の編成である。これらによって秦王側は、嫪毐を攻めて咸陽で破り勝利をおさめた。この昌平君・昌文君とは、どのような人物であろうか。

秦始皇本紀の索隱は、「昌平君、楚之公子。立以爲相。後徙於郢。項燕立爲荊王。史失其名。昌文君名亦不知也」といい、昌平君が楚の公子で、昌文君とともに名は不明とする。この説明は、本紀の統一直前の記述にもとづいてゐる。

二十三年。秦王復召王翦。彊起之。使將擊荊。取陳以南至平輿。虜荊王。秦王游至郢陳。荊將項燕立昌平君爲荊王。反秦於淮南。二十四年。王翦・蒙武攻荊破荊軍。昌平君死。項燕遂自殺。

また昌平君の事績は、睡虎地秦簡『編年記』に別の動向がうかがえる。⁽⁶⁾

(秦王) 廿年。……韓王居□山。廿一年。韓王死。昌平君居其處。有死□屬。廿二年。攻魏梁。廿三年。興。攻荊。□□守陽□死。四月。昌平君死。

これによると秦は、韓を滅ぼしたあと韓王を某山の地に居らせていたが、二十一年(前二二六)の韓王の死後、代わつて昌平君に治めさせた。しかし二十三年(前二二四)に、秦軍が楚都の郢陳を占領したとき、かれは項燕と共に反乱を起こしている。ここに楚王(昌平君)―楚將軍(項燕)という組織がうかがえ、本紀の記述によれば翌年に鎮圧され、楚は滅ぶことになる。したがつて、このように楚國の結集を目標として、楚將軍と結ぶ昌平君は、確かに楚王室にかかわる人物と推定できる。

そこで先の九年の情勢にもどつてみよう。このとき秦王は、呂不韋・嫪毐らの勢力を排除するために、楚の王室と結びつく人物と共に戦っていたが、それではなぜ昌平君・昌文君のような他國人が関中に来ていたのであろうか。そ

の理由の一つは、秦王室が何らかの事情で楚と友好関係にあったと考えられるが、史書には楚との明らかな外交関係は記されていない。また一般に戦国外交からみれば、会盟や人質交換などにともなつて他国人を任用するケースもあるが、この場合には当てはまらない。そこでもう一つの可能性は、この時期に秦王が楚から夫人を迎えており、そのため楚人が秦にいたということである。これなら嫪毐と母太后の側に対抗して、秦王の夫人側の勢力を頼みとしたことになり、事件の政治背景としてあり得るであろう。もしそうであれば一つの仮定として、最初に生まれた長子の扶蘇は、楚夫人の子ではないかという推測が成りたつ。これは秦王が成人した時期に、反乱事件の背景から考えた仮説にすぎない。

しかしこのように仮定すると、これまで不可解であつた別のエピソードが無理なく理解できるようになる。それは陳渉・呉広が蜂起したときの話である。『史記』卷四八陳涉世家の二世元年（前二〇九）条には、当初の情勢をつぎのように記している。

陳勝曰。天下苦秦久矣。吾聞二世少子也。不當立。當立者乃公子扶蘇。扶蘇以數諫故。上使外將兵。今或聞無罪。二世殺之。百姓多聞其賢。未知其死也。項燕爲楚將。數有功。愛士卒。楚人憐之。或以爲死。或以爲亡。今誠以吾衆詐自稱公子扶蘇・項燕。爲天下唱。宜多應者。吳廣以爲然。……乃詐稱公子扶蘇・項燕。從民欲也。袒右。稱大楚。

ここで問題となるのは、陳渉・呉広が「扶蘇と項燕」の名前を詐称し、「大楚」国の復興を掲げたという伝えである。かれらは、公子扶蘇と項燕の死亡が世間に知られていないため、その名前を偽つたという。しかし、なぜ秦の公子と楚將軍との連合が民意に従うことになるのか不明である。これについて歴代の注釈では、内容の説明にとどまり公子扶蘇の意義にはふれていない。『史記』陳涉世家の中で、この部分は説話的な要素が強いが、すでに蜂起の時に

も「扶蘇と項燕」の詐称を計画し、ここでは陳渉が王となり、国号を「張楚」とする記事につづいている。この「張楚」は、湖南省長沙市の馬王堆漢墓帛書「五星占」の出土によって、漢代まで伝えられたことが実証され、まったくの虚構ではない。また「扶蘇と項燕」の連合に何らかの共感がなければ、物語としても説得性をもたないはずであろう。そこで先に論じたように、扶蘇は秦の公子であるとともに、楚夫人から生まれた楚王室にかかわる人物と想定すればどうであろうか。とすれば公子扶蘇と項燕の組織は、秦と楚の連合ではなく、ともに楚の王室を復興する組織ということになり、民意に従い「張楚」と称することに矛盾しないのである。

このような楚の軍事組織は、これが初めてではない。すでにみた楚王（昌平君）―楚將軍（項燕）という組織がそうであった。また後には、秦で客死した楚懷王の子孫を楚王に立てた、楚懷王―項梁の組織がそうである。項梁は、秦に殺されたという項燕の子であり、ここでも楚王室の人物と楚將軍という組織が、民意の支持を得ている。⁽⁹⁾したがって陳渉・呉広が詐称した「公子扶蘇と項燕」が連合する組織は、歴史事実ではなく架空の話としても、それは当時の人々が共感する背景をふまえた事例といえよう。

このように、長子・扶蘇の出自をめぐって始皇帝の夫人を検討してみると、まず最初に楚から迎えた夫人が推測できるのである。

二 胡亥と諸公子の出自について

二世皇帝の胡亥について、その母となる夫人を知るには、まず家臣と諸公子の肅清記事が参考となる。なぜなら胡亥が排除する人々の出自は、その背景にある諸勢力のあり方を示唆すると考えるからである。

秦始皇本紀の二世元年条には、即位後に始皇帝の事業を継ぎ、東方巡行を実施して刻石をしたあと、つぎのような記述がある。

於是二世乃遵用趙高。申法令。乃陰與趙高謀曰。大臣不服。官吏尚彊。及諸公子必與我爭。爲之奈何。高曰。臣固願言而未敢也。先帝之大臣。皆天下累世名貴人也。積功勞世以相傳久矣。今高素小賤。陛下幸稱舉。令在上位。管中事。大臣鞅鞅。特以貌從臣。其心實不服。今上出。不因此時案郡縣守尉有罪者誅之。上以振威天下。下以除去上生平所不可者。今時不師文而決於武力。願陛下遂從時毋疑。即羣臣不及謀。明主收舉餘民。賤者貴之。貧者富之。遠者近之。則上下集而國安矣。二世曰。善。乃行誅大臣及諸公子。以罪過連逮少近官三郎。無得立者。而六公子戮死於杜。公子將閻昆弟三人囚於內宮。議其罪獨後。

これによると二世は、大臣が心服しないことや、諸公子の勢力に心配を抱いていた。これに対して趙高は、先帝（始皇帝）の大臣が、みな累代の高貴な人物であり、功勞を積んで世々伝えられたと述べ、かれらの誅伐を進言している。それでは二世と趙高が失脚させたのは、どのような人物かをみておこう。

始皇帝時代の大臣は、まず統一したあとと隗状と王綰が丞相であったが、この兩人の出身は不明である。また三十七年に巡行したとき、右丞相の馮去疾は出身不明で、左丞相は李斯であった。そこで最初の例は、李斯の場合となる。『史記』卷八七李斯列伝によれば、かれは楚の上蔡県の出身で、呂不韋の舍人となり、のちに客卿から廷尉に昇進し、統一後に丞相の地位についた。列伝では、三十七年に最後の巡行に出かける前に、李斯の長男が三川郡の守となり、諸男はみな秦公主と結婚し、娘はみな秦の諸公子に嫁いだと伝えている。したがって李斯は、代々高貴な家柄ではないが、出世して秦の諸公子・諸公主と結ぶ家柄になっていた。そこで二世皇帝の元年に反乱が勃発したあと、趙高の讒言にあつて処刑されている。

二世二年七月。具斯五刑。論腰斬咸陽市。斯出獄。與其中子俱執。顧謂其中子曰。吾欲與若復牽黃犬俱出上蔡東門逐狡兔。豈可得乎。遂父子相哭。而夷三族。

このとき李斯列伝では、「楚上蔡人」と記しているが、歴史地理の考証によれば当時は魏の領地であつたともいわれる。⁽¹²⁾したがつて秦公子に連なる李斯は、楚あるいは魏の出身者ということになる。

つぎに二世皇帝のとき失脚したのは、秦將軍の家系である王氏と蒙氏である。この両氏については、それぞれ卷七三百起王翦列伝と卷八八蒙恬列伝に詳しい。まず王翦は、秦内史の領域にあたる頻陽県東郷の人で、統一以前の東方戦線に功績があつた。また三晋が滅ぼされ燕を攻めたあと、楚への出撃に際して、秦王から秦軍を委ねられているため、美田と宅園池を請うて不信を解こうとしたのは有名な話であるが、ここから王氏の権勢がうかがえる。その子の王賁もまた秦の將軍となつたが、列伝では二世皇帝のとき滅ぼされた様子を、つぎのように記している。

秦始皇二十六年。盡并天下。王氏・蒙氏功爲多。名施於後世。秦二世之時。王翦及其子賁皆已死。而又滅蒙氏。

また蒙恬は、その先祖が斉人で、秦昭王のとき蒙鷺が上卿となり、莊襄王のとき將軍となつて活躍した。秦王政の時も東方を攻撃する將となり、その死後は子の蒙武が裨將軍となつて、王翦とともに楚を滅ぼした。蒙武の子が、蒙恬と弟の毅であり、統一後に蒙恬は内史の官職を得ている。

始皇二十六年。蒙恬因家世得爲秦將。攻齊大破之。拜爲内史。

その後、三〇万の衆を率いて北辺に長城を築き、十数年にわたつて匈奴との戦線に従軍したあと、上卿の位につき、弟の毅もまた内政において重んじられた。しかし蒙毅は、かつて大罪のあつた趙高を死罪と裁いて、その宦籍を除いたが、始皇帝の恩赦によつてもとの官爵に戻されたという経過がある。このような情勢から、蒙恬と蒙毅の兄弟は、ともに趙高の進言による二世によつて殺されている。

したがって実際に肅清されたのは、楚あるいは魏出身の李斯と、秦の代々將軍の家系として著名な王氏と蒙氏であった。かれらの失脚をみれば、二世は秦の將軍の家系と異なる勢力にもとづき、またその出自は楚あるいは魏以外の国と仮定できるかもしれない。なぜならもし二世の母が、秦の貴族と結びつく夫人であれば、かれらとの協力も可能ならずであろう。しかし李斯や王氏・蒙氏が、二世の在位を脅かす存在と意識されたということは、二世の政權基盤がかれらの家系と遠いことを示唆する。

またもう一つ、大臣につづく諸公子の肅清からは、以下のようなことがわかる。このとき諸公子の出自は不明であるが、大きく二つに分類できるようである。すなわち六人の公子たちは、まず長安に近い杜の地ですぐに処刑されたが、他の公子・將闔ら三人の兄弟は刑の執行を延期されている。ここから先に処刑された六人の公子は、二世と遠い關係の出自であり、反対に処刑を延期された三人の公子は、二世と同じかあるいは近い出自の可能性が高いとおもわれる。⁽¹³⁾

このように二世皇帝が、肅清した大臣・諸公子の出自を考えると、二世は秦の貴族とは關係の薄い国から迎えられた夫人の子ではないかと推測される。また他の兄弟である諸公子には、少なくとも早く処刑された六人の公子と、やや近い關係とおもわれる三人の公子がいたことがわかる。かれらの一部は、また李斯と婚姻關係にあった。それはこのような諸公子の立場をふまえて、二世の母はどの国の出身とみなされるだろうか。

その手がかりは、たえず二世の側近として仕えた趙高に見出せるのではないかとおもう。趙高の伝記は、『史記』の独立した列伝ではなく、秦始皇本紀、卷八七李斯列伝、卷八八蒙恬列伝などに分散して描かれている。⁽¹⁴⁾

趙高者。諸趙疎遠屬也。趙高昆弟數人。皆生隱宮。其母被刑戮。世世卑賤。秦王聞高彊力通於獄法。舉以爲中車府令。高即私事公子胡亥。喻之決獄。(蒙恬列伝)

これらの記述によると、趙高は趙の一族で、母が刑戮されたあと卑賤の身であった。しかし秦王の時代に、獄法に通じたことで中車府令となり、早くから公子胡亥に仕えていた。その後、三十七年の巡行に従い、胡亥を二世皇帝とする陰謀を企て、二世の即位時には郎中令となり、李斯の失脚後には中丞相の地位で実権を握ったという。

ところでなぜ趙高は、公子胡亥と密接な関係になったのであるうか。それは、ただ法令を教えたという個人的な関係にとどまるのだろうか。ここから一つの仮定が生じる。それは胡亥の母が趙にかかわる夫人であり、そのため趙の一族であった趙高は、早くから胡亥の側近として仕えたのではないかということである。

そもそも胡亥は、諸公子の少子として始皇帝に愛され、ただ一人、最後の巡行に従うことを許されている。そしてこの胡亥の側近にいたのが、趙高であった。そこで胡亥と趙高の兩人を、ともに趙にかかわる人物と想定すれば、始皇帝の死と後継者の陰謀にまつわるエピソードは、より説得力を増すようにおもわれる。

これまで始皇帝の死に関しては、すでに李斯列伝に描かれた心情が不鮮明と指摘されており、たしかにこの陰謀には謎の部分が多い。しかしもし胡亥の母が趙にかかわる夫人とみなし、側近の趙高が趙の一族であれば、ここに別の解釈もできるであろう。それは最後の巡行ルートと、始皇帝が亡くなった場所に関連する。

第五回の巡行ルートは、第二回のルートとほぼ逆コースで、南方の長江流域から北上して黄河流域に行き、そこから西して咸陽に帰る予定であった。⁽¹⁶⁾しかし始皇帝は、旅行の途中に沙丘（河北省）の平台で亡くなるが、この地は胡亥にとって重要な意味をもつようである。というのは始皇帝の滞在地は、ただ宿泊する場所を示すだけではない。たとえば旧楚の領域である雲夢に滞在したとき、そこは禁苑が設置されている場所であったし、また沙丘にも禁苑が置かれていた。つまり旧楚・趙などの王室の要地・離宮を、あらたな拠点として移動しているのである。したがって死亡後の謀議が企てられたのは、旧六国のうちでも、わざわざコースを変更した趙の離宮であったことになる。そこで

もし胡亥が、趙にかかわる出自をもつとすれば、趙高とともに地の利を得たことになる。反対に李斯は、その謀議に對抗しようとしても、かれの後ろ盾となる勢力のいない場所で決断を迫られたことになる。これまで毅然と進言してきた李斯が、この事件以降、急に柔和で消極的な態度に変化するのには、ひとつに司馬遷の歴史観によるところが大きいとおもわれるが、⁽¹⁷⁾しかし謀議の場所にも制約されたのではないだろうか。このように考えれば、二世と趙高・李斯の対応が、ただ登場人物の性格による物語ではなく、基盤となる政治的背景をもつ事件として理解できるであろう。このような情勢からみて、二世皇帝の母は、趙にかかわる夫人ではないかと推測しておきたい。そのとき先にみた諸公子は、たとえば趙以外の出自をもつ公子と、趙にかかわる公子との差異が、処刑の区別にあらわれるということになるだろうか。

以上は、二世皇帝をめぐる政治事件をもとに、その母となる夫人を想定した仮説である。史料が乏しいため、推測を重ねることになったが、少なくとも胡亥の置かれた立場は理解できよう。

三 秦王室の婚姻と外交政策

これまで諸公子の出自をめぐって、長子の扶蘇は楚夫人の子であり、二世皇帝の胡亥は趙にかかわる夫人の子ではないかと推測した。しかし実際に戦国秦の婚姻関係のなかで、このような秦王政の婚姻がありうるのであろうか。つぎに、『史記』秦本紀・六国年表を中心にした図1にもとづき、諸国の外交政策との関連を⁽¹⁸⁾考えてみよう。

戦国秦では、孝公のとき恵文王の母となる夫人のほか、韓から夫人を迎えている。その子が、恵文王の異母弟にあたる樛里子である。⁽¹⁹⁾この当時は、魏との戦争が頻繁で、国内では商鞅変法を施行している時期にあたる。

戦国中期では、恵文君が即位したとき、楚・韓・趙・蜀の使節が秦に来ていた。しかし恵文君は、三年に帯冠したあと韓の宜陽を攻め、四年に周王から文武の胙を賜つて、魏から夫人を迎えた。これが武王の母となる恵文后である。そして翌五年に、魏の陰晋の人である公孫衍（犀首）を秦の大良造とし、以後は魏と和親や土地の割譲・戦争・会盟を行っている。このような情勢からすれば、恵文君は韓より魏との関係を重視し、そのため魏から夫人を迎え、同時に魏人を大良造に任用したものとおもわれる。ここに婚姻と、他国人任用との関連がうかがえる。のちに恵文君は、在位十三年で王号を称し、翌年を元年と改めた。その後後に任用されたのが、やはり魏人の張儀である。⁽²⁰⁾ところが恵文王二年に、張儀が淮水流域の地で斉・楚の大臣と会盟し、三年に韓・魏の太子が秦に来朝していることから、秦は韓・魏との関係を保ちながら、楚・斉との外交を重視しようである。その情勢をうけて、十二年に張儀が楚相になつたとおもわれるが、このときは張儀が楚を欺いた故事で知られるように、翌年に楚との戦争が起こっている。しかしこのような秦・楚の関係をみれば、このころ昭王の母となる夫人（宣太后）を楚から迎えたことが理解できよう。これも婚姻と外交政策が関連する事例にあたる。

武王の時代では、その母が魏夫人であつたせいも、また魏から夫人（悼武王后）を迎えている。しかし楚夫人から生まれた昭王は、即位して二年（前三〇五）に悼武王后を魏に返し、反対に懷王期の楚と外交関係を結んでいる。⁽²¹⁾このとき楚は、斉と離反して秦と連合し、秦王と会盟して土地の割譲を受けており、その情勢も背景となろう。ここに秦の外交政策の転換がみられ、のちに秦相となつて活躍する穰侯・魏冉は、昭王の母である宣太后の弟にあたる。⁽²²⁾

ただし秦と楚との関係は、たえず良好であつたわけではない。たとえば秦昭王四年には、楚から太子が人質にやつて来たが、翌年に秦大夫を殺して逃げ帰っている。そのため秦は斉と連合して楚を攻め、斉に秦公子を人質として出し、斉から孟嘗君が来て秦相となつた。その孟嘗君は翌年に帰国するが、このときに楚懷王が秦に連れて行かれ、秦

で客死している。そして秦が韓・魏と戦うようになると、楚頃襄王七年（前二九二）に再び楚と結び、楚世家に「楚迎婦於秦。秦楚復平」と記している。この情勢で、秦は斉と帝号を称し、また前二八四年に諸国と連合して斉の都・臨淄を陥落させたのである。しかしそのあと、楚と上庸の地をめぐる戦い、前二七八年に楚の都・郢を陥落させ、楚は淮水流域の陳に遷都したという経過がある。そこで司馬遷は、六国年表の序文で、この時代に合縦連衡の説が起り、会盟や人質・割符の交換をしても守られなかったと指摘している。

務在彊兵并敵。謀詐用而從衡短長之説起。矯稱逢出。誓盟不信。雖置質剖符。猶不能約束也。

このほか昭王は、孝文王の母となる夫人（唐太后）を迎えているが、その出身国は不明である。そして孝文王もまた、楚から夫人（華陽夫人）を迎えている。

このように戦国秦の君主と、その夫人との関係を調べてみると、そこには外交が良好な国から迎えるケースがあり、明らかな例では韓・魏・楚という隣国であった。また君主の母方の国から夫人を迎える場合もあるが、これは決定的ではない。このとき夫人を迎えることと、夫人に関係する他国人もしくは他国に連なる人物を、大良造や相という最高位につけることは、一定の関係があることがうかがえる。したがって始皇帝が成人した直後に、反乱を鎮圧した昌平君・昌文君が楚王室の人物であることから、扶蘇の母を楚夫人とみなしたのは、一定の根拠をもつことになる。そこであらためて問題となるのは、秦王政をめぐる時代の外交政策とのかかわりである。

図2は、すでに述べた始皇帝と諸公子の関係を图示したものであるが、これを六国併合戦争の過程の中で考えてみよう。

よく知られているように、始皇帝は秦で生まれたのではなく、趙に人質となっていた子楚が、呂不韋の趙姫を娶って生まれた子である。したがって秦王は、これまでと異なり趙出身の母をもつことになるが、必ずしも母方の出身が

夫人を迎える条件ではなかった。そこで最初の婚姻は、先の推定によれば秦王九年以前の情勢が問題になるとおもわれる。

秦王の即位から三年まで、秦は韓・魏と戦い、四年条には「秦質子歸自趙。趙太子出歸國」とあつて、趙と国交を断絶している。そして五年に魏を攻めて東郡を設置したが、これらは三晋諸国との交戦状況を示している。六年には、韓・魏・趙・衛・楚が連合して秦を攻撃したが、これを秦は追撃し衛の地を占領した。つづく七年には魏の領地を攻め、八年にもまた趙を攻撃して敗北している。したがつてこの情勢をみると、六年に三晋と衛・楚から攻められた事件をのぞいて、その大勢は韓・魏・趙の三晋諸国と戦争していることがわかる。だからこのとき秦が、国交を結んで夫人を迎えるとすれば、まず三晋諸国の可能性は少ないことになる。

一方このとき楚は、秦王六年（前二四一）に寿春へ遷都していたが、秦王九年に楚考烈王が亡くなり、楚相であつた春申君もまた殺されるという事件が起こつて⁽²³⁾いる。これについて楚世家の記載は簡単であるが、卷七八春申君列伝には以下のような経過が記されている。はじめ趙人の李園は、妹を春申君に献じて身ごもつたが、それを隠して楚王に献じ、生まれた子は太子となつた。しかしその発覚をおそれた李園は、考烈王の死後に春申君を殺させ、その太子を立てて幽王にしたという。これは何月の事件か不明であるが、列伝は嫪毐の乱と同年であつたと記して⁽²⁴⁾いる。

是歳也。秦始皇帝立九年矣。嫪毐亦爲亂於秦。覺。夷其三族。而呂不韋廢。

その後、この李園が楚で実権を握つたかは列伝にみえないが、馬王堆帛書『戦国縦横家書』二五章に、これまで未知の情勢が記されて⁽²⁵⁾いる。この戦国故事は、秦と魏が連合して楚を攻撃しようとしたとき、楚の李園が憂いをもち、魏軍が出勤するまえに使者を派遣して、魏軍の出兵を遅らせたというものである。

● 秦使辛梧據梁。合秦梁而攻楚。李園憂之。兵未出。謂辛梧。以秦之強。有梁之頸。東面而伐楚。於臣也。楚不

待伐。割犖馬免而西走。秦與楚爲上交。秦禍案還中梁矣。

そのとき、もし魏が秦に協力して楚を攻めるとき、楚はすぐに秦と国交を結べば、かえって秦が魏を脅かすだろうという論点は、楚の緊迫した状況を示唆している。ここでは結果として、魏軍が半年遅れて出動したことになっているが、楚が三晋に対抗するため秦と結ぶ情勢にあったことは疑いない。それがちょうど嫪毐の乱より以前と伝えている。したがって秦王九年に、秦と楚が手を結ぶ情勢はありえたのであり、ここに昌平君・昌文君が秦に来ていた背景を推定できよう。⁽²⁶⁾

九年以降の婚姻関係は、『史記』によつて知ることができない。たしかに長子・扶蘇と少子・胡亥との間には、多くの諸公子・公主がいたが、その婚姻がいつのことか、どこから夫人を迎えたかは明らかではない。しかしこれ以降にも、秦は東方進出をすすめており、楚の場合を例とすれば、その外交関係において他国から夫人を迎えた可能性はあろう。そして迎えたのが、胡亥の母となる夫人である。

すでにみたように二世皇帝は、即位のとき二十一歳と記され、その母となる夫人は秦王十八年以前に迎えられたことになる。この時期は、すでに十七年に韓を滅ぼし、つぎに趙の都・邯鄲を攻めようとしている情勢にあった。したがって、もし胡亥の母が趙にかかわる夫人とすれば、十八年に邯鄲を包囲したときと、十九年に秦王が自ら趙の邯鄲に行き、かつて母の家と仇怨のあったものを穴埋めし、趙公子が宗族とともに代に逃げて、代王となった経過が関連するかもしれない。またもし胡亥の母が、趙以外の国から迎えられたとすれば、それは趙に対抗するための援助となったであろう。⁽²⁷⁾

以上のように、始皇帝の婚姻関係を検討してみると、それは戦国秦の婚姻の影響を受けつつも、楚との国交を保ちながら、東方進出をすすめていった過程が想定できよう。その後も、楚以外の諸国と婚姻関係を結んだ可能性はある

が、それは明確ではない。しかし少なくとも、扶蘇をはじめ諸公子の出生は天下統一以前のことであり、六国併合をすすめる中で婚姻関係が結ばれたことは間違いない。このような情勢からみれば、秦は国内の軍事改革をすすめて東方諸国と戦争したが、同時に婚姻政策をふくめた外交によって、その優勢な立場を保とうとしていたことがうかがえる。それはまた他国にとつても、国家の存亡をかけた外交戦術であつたとおもわれる。

おわりに

『史記』秦始皇本紀の後半は、二世皇帝の事績と秦の滅亡までの経過が描かれている。その形式は、秦の紀年に記事資料を記しており、一見すると歴史事実のようにみえる。しかし始皇帝が第五回の巡行途中で亡くなり、二世皇帝が即位する事情をはじめ、あたかも物語のような記述が多く、どこまでが信頼できるか不明である。そこで、ここでは始皇帝の人物像をめぐる問題として、その夫人と諸公子の出自を考察し、そこから二世皇帝にいたる秦王室の政權構造がうかがえるのではないかと考えた。

その結果、長子の扶蘇は楚から迎えた夫人の子であり、二世皇帝の胡亥は趙にかかわる夫人の子ではないかと推測した。このように想定すれば、秦末に反乱を起こした陳渉・呉広は、楚の王室にかかわる扶蘇と、楚將軍の項燕の名前を偽つて世間の支持を得ようとしたことになる。また始皇帝の死に際しては、その場所が楚の雲夢の離宮ではなく、趙の離宮での謀議であつたために、李斯は趙にかかわる趙高・胡亥に従わざるをえなかつたのではないかなど、著名なエピソードがより具体的に理解できよう。

しかしさらに重要なことは、戦国秦が諸国を併合し、天下を統一する過程での外交政策である。そこでは孝公・恵

文王・武王の時代に、韓・魏など三晋の隣国と婚姻関係を結んでいたが、同時に恵文王・昭王・孝文王の時代には、楚と婚姻関係を結んでおり、楚の影響もまた強いとおもわれる。そして統一前夜では、秦王は楚との外交関係を保とうとしており、それ以降も諸国と婚姻関係をもつことよって、東方進出をすすめていったとおもわれる。これと前後して秦は、急速に東方諸国の併合をすすめて、やがて前二二一年に斉を滅ぼして天下を統一した。

このように『史記』秦始皇本紀の構造をめぐって、その歴史を検討してみると、秦の統一は戦争や軍事編成という側面だけでなく、諸国との外交・婚姻政策からも見直す必要があることがわかるであろう。また王室内部の問題としてみれば、高祖・劉邦が崩御した漢王室にも、同じような情勢がみられる。すなわち呂后が、わが子の恵帝を脅かす諸公子を肅清し、恵帝の死後に呂氏を頼りとしたのは、秦二世のときと同様に、官僚機構よりも王室の基盤に左右されるという、秦漢初期の政権構造のあり方を示唆するものではないだろうか。⁽²⁸⁾

注

- (1) 近年の研究状況は、鶴間和幸『司馬遷の時代と始皇帝』（『東洋学報』七七一・二、一九九五）、同『漢代における秦王朝史観の変遷』（『茨城大学教養部紀要』二九、一九九五）、同『秦の始皇帝』（吉川弘文館、二〇〇一）、同『始皇帝の地下帝国』（講談社、二〇〇一）などによって知ることができる。
- (2) 拙稿『始皇帝と秦王朝の興亡』（『愛媛大学人文学会創立二十周年記念論集』一九九六）、同『始皇帝と秦王朝の興亡』（中文訳、『秦文化論叢』第六輯、西北大学出版社、一九九八）。
- (3) この経過は、『史記』秦始皇本紀のほか卷八七李斯列伝、卷八八蒙恬列伝に詳しい。
- (4) 『史記』秦始皇本紀末尾の秦系譜には、「二世生十二年而立」とあり年齢が異なる。
- (5) 秦代の軍隊については、重近啓樹『秦漢の兵制について』（一九八六、のち『秦漢税役制度の研究』汲古書院、一九九八）、拙稿

「戦国・秦代の軍事編成」(『東洋史研究』四六一二、一九八七)など参照。また昌平君・昌文君を相国とする解釈に対して、反乱の歴史的意義を論じた西嶋定生「嫪毐の乱について」(一九七二、のち『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三)は、相国の呂不韋と、二人の楚公子とみなす。また馬非百『秦集史』下(中華書局、一九八二)の丞相表は、呂不韋と昌平君を左右丞相とし、田余慶「説張楚」(『歴史研究』一九八九―二期、のち『秦漢魏晉史探微』中華書局、一九九三)は、相国、昌平君、昌文君とする。

(6) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇)。「編年記」にみえる昌平君の事績は、町田三郎『秦漢思想史の研究』第二章「統一の思想」(創文社、一九八五)など、多くの論文でふれている。ただし『史記』六国年表の秦・楚条では、二十三年に楚將の項燕を殺し、二十四年に楚王負芻を虜にして楚が滅ぶと記す。

(7) 佐藤武敏監修『馬王堆帛書・戦国縦横家書』(朋友書店、一九九三)、工藤元男「戦国の会盟と符」(『東洋史研究』五三一、一九九四)など参照。

(8) 『史記』陳涉世家の構成は、以下のようである。

陳勝者。陽城人也。字涉。……庸耕の時のエピソード

I 二世元年七月の蜂起の場面。ここに「扶蘇と項燕」の名を詐称する話がある

II 陳涉が王となり「張楚」を号す。本文に引用した部分

III 陳王となって転戦する長文の叙述

IV 陳勝王凡六月。かつての庸耕の仲間を殺し、陳王に親しむ者が無くなる話

V 陳勝已死。其所置遣侯王將相竟亡秦。由涉首事也。……

これによると、もつとも説話的なのは、冒頭のエピソードと、それに対応するIVの部分で、これが陳王の衰退を暗示する転機となっている。そのつぎに説話的なのが、I、IIの部分であり、ここに詐称の記事がある。しかし「張楚」の伝えは、まったくの虚構ではなく、もつと背景があるかもしれない。

(9) 馬王堆帛書「五星占」の「張楚」については、劉乃和「帛書所記『張楚』国号与西漢法家政治」(『文物』一九七五―五期)、田余

慶前掲「説張楚」など参照。

- (10) 拙稿「史記」項羽本紀と秦楚之際月表」(『東洋史研究』五四—二、一九九五)で論じたように、項羽もまた戦国楚の制度を継承したことになる。ここに楚・漢の戦争では、項羽の楚と、秦を継承した漢王の社会システムの対立がみえ、これが漢王朝の地域社会に組み込まれる過程は別に考察したいとおもう。

- (11) 前掲『秦集史』下、丞相表。

- (12) 陳偉「楚東国地理研究」第五章第二節(武漢大学出版社、一九九二)。

- (13) 中村充一「秦の公子」(岡本敬二先生退官記念論集刊行会編「アジア諸民族における社会と文化」国書刊行会、一九八四)は、秦公子を一覧し、その名称を論じている。諸公子を殺す経過は、巻八七李斯列伝にもみえ、結果をつぎのように記す。

於是羣臣諸公子有罪。輒下高。令鞠治之。殺大臣蒙毅等。公子十二人僂死咸陽市。十公主砒死於杜。財物入於縣官。相連座者不可勝數。

また王雲度・張文立主編『秦帝国史』(陝西人民教育出版社、一九九六)には、秦始皇帝陵の東外城で発見された秦代墓葬のうち、二基の女性、五基の男性は、二〇〇〜三〇〇歳位で、あるいは趙高・胡亥に殺された宗室・大臣の一部かという秦俑考古隊の報告(『考古与文物』一九八〇二期)を紹介している。

- (14) 宮崎市定「史記李斯列伝を読む」(一九七七、のち『宮崎市定全集』第五卷、岩波書店、一九九一など)は、李斯列伝の一部が「趙高とその三人の仇の物語」ともいべき材料にもとづく指摘し、趙高は秦に滅ぼされた趙の一族で、始皇帝と李斯・蒙鶯の三家に復讐を遂げたとする。

- (15) 同右では、李斯列伝が異なる四種類の資料を寄せ集めたために、内容が首尾呼応せず、李斯の人物像もあまり判然としないという。

- (16) 始皇帝の巡行ルートは、鶴間前掲論文や同『秦の始皇帝』、拙稿「司馬遷の旅」と取材」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編八、二〇〇〇)、拙著『司馬遷とその時代』(東京大学出版会、二〇〇一)など参照。

- (17) 宮崎前掲論文では、列伝が起承転結のリズムで構成されたと想定する。しかし「史記」李斯列伝は、以下のような構造をもつて

いる。(一)は宮崎氏の区分。

李斯者。楚上蔡人也。(出身)

(起) I 官府の鼠。荀子に学び、秦に遊説して出世するエピソード

[登場]

II 鄭国渠の事業見直し。逐客令が出る。斯乃上書曰。

【李斯の上書①】 逐客令が除かれ、李斯は廷尉に昇進。

[任用]

(承) 二十余年。秦の天下統一。李斯が丞相となる。……

始皇三十四年。封建・郡県の議論。

【李斯の上書②】 焚書の施行。……諸政策……

明年。又巡狩。外攘四夷。斯皆有力焉。

[全盛と衰退の暗示]

(転) III 始皇三十七年十月。……其年七月。始皇帝の病死。死後の対処。

趙高と胡亥との対話。趙高と李斯との対話。

於是乃……胡亥が太子となる。長子扶蘇と蒙恬の対処。

[失策A]

至咸陽。發喪。太子立為二世皇帝。以趙高為郎中令。常侍中用事。

(結) IV 二世燕居。乃召高與謀事。……〔趙高と二世との対話〕

於是……殺大臣蒙毅等。公子十二人僇死咸陽市。十公主。死於杜。……

法令誅罰日益刻深。……於是楚戍卒陳勝・吳広等乃作乱。……

二世が李斯を問責する。……乃阿二世意。欲求容。以書對曰。

【李斯の上書③】 書奏。二世悦。……

[失策B]

V 初。趙高為郎中令。所殺及報私怨衆多。……事皆決於趙高。

〔趙高と李斯との対話。趙高と二世との対話。〕……

是時……〔趙高をそしめる上書④〕 二世と李斯の対話。……

趙高案治李斯。李斯の嘆き【死と、秦の滅亡を予言】

於是……【獄中上書⑤】 上書の棄却。

【諫言】

趙高が欺いて、李斯を尋問させる。李斯と子の罪が確定する。

VI 二世二年七月。李斯が処刑され、三族に及ぶ。

【死罪】

〔補〕趙高の附伝。二世が無道の君主で、秦が滅亡する。

だから列伝の変化は、李斯が丞相となり全盛となった時期を境に、趙高の謀議に荷担し天命に逆らったことから、滅亡にいたる運命を描いたとみなすこともできる。この構造と歴史観は、なお再検討の余地があろう。

(18) 前掲『秦集史』下に、婚姻表がある。この時期の情勢は、拙稿「戦国秦の領域形成と交通路」(『出土文物による中国古代社会の地域的研究』一九九二)、同「戦国時秦の領域形成と交通路線」(中文訳、『秦文化論叢』第六輯、一九九八)参照。

(19) 卷七一 樗里子甘茂列伝に、「樗里子者。名疾。秦惠王之弟也。與惠王異母。母韓女也」とある。

(20) 張儀の事績は、拙稿「『史記』蘇秦・張儀列伝の史料考察」(『愛媛大学教養部紀要』二五、一九九二)を参照。

(21) 六国年表・秦昭王二年条にあたる楚表には、「秦來迎婦」とあり、前掲『秦集史』の婚姻表は楚女を娶ったとするが、卷四〇楚世家では、同年の懷王二十四年条に「倍齊而合秦。秦昭王初立。乃厚賂於楚。楚往迎婦」とあり、楚が秦から夫人を迎えている。これによれば両国が、同時に夫人を娶ったことになる。

(22) 拙稿「『史記』穰侯列伝の一考察」(『東方学』七二輯、一九八六)。

(23) 拙稿「『史記』春申君列伝の編集過程」(『東方学』七七輯、一九八九)。

(24) 平勢隆郎編著『新編史記東周年表』(東京大学出版会、一九九五)の表Ⅱでは、春申君の死を翌十年に修正している。

(25) 前掲『馬王堆帛書・戦国縦横家書』二五章の訳注を参照。

(26) これ以降、秦は三晋諸国と戦争しているが、六国年表の楚幽王三年条に「秦魏擊我」とあるほかは、秦王二十一年まで秦が楚を攻める記事はない。

(27) 注(4)の秦系譜によれば、二世皇帝は十二歳で即位し、その夫人は二十七年以前に迎えられたことになる。この場合は、統一

後に娶った可能性もあるが、他の諸公子は天下統一以前の子であることに変わりはない。なお『史記』では、戦国の秦王や漢代皇帝の夫人を記しており、秦始皇帝の夫人の記載を欠如することは、何らかの説明が必要であろう。

(28) 拙稿「『史記』呂后本紀にみえる司馬遷の歴史思想」『東方学』八六輯、一九九三 参照。

〔付記〕

本稿の一部は、「秦始皇帝和諸公子」（中文訳、秦始皇兵馬俑博物館編『秦文化論叢』第七輯、一九九九）として発表したものである。